

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課（毎週火・金曜日発行）

目次 告示

○土壌汚染対策法第6条第1項の規定に基づく要措置区域の指定	第451号	(水大気環境課)	1
○土壌汚染対策法第11条第1項の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定	第452号	(同)	2
○道路の供用の開始	第453号	(道路維持課)	2
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	第454号	(砂防課)	2
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	第455号	(同)	2
公 告			
○大規模小売店舗の変更の届出		(商業流通課)	7
○公共測量の実施		(用地課)	9
○都市計画区域区分等の変更案の縦覧		(都市計画課)	10
○土地区画整理組合の理事の氏名及び住所		(都市整備課)	11
○道路の位置の廃止		(建築指導課)	11
○開発行為の許可に基づく工事完了		(同)	12
○愛知県がんセンターの特A重油に関する一般競争入札の実施		(経営課)	12
○教育情報通信ネットワーク校内ネットワーク機器に関する一般競争入札の実施		(ICT教育推進課)	14

告 示

愛知県告示第451号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定に基づき、要措置区域を次のように指定する。
令和7年11月7日

愛知県知事 大村 秀章

要 措 置 区 域	土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類	講 ず べ き 指 示 措 置
丹羽郡大口町外坪五丁目104番の一部で次の図に示す区域（面積28.00㎡）	ふっ素及びその化合物	地下水の水質の測定

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県環境局環境政策部水大気環境課及び尾張県民事務所環境保全課において閲覧に供する。）

愛知県告示第452号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、形質変更時要届出区域を次のように指定する。

令和7年11月7日

愛知県知事 大村 秀章

形質変更時要届出区域	土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
丹羽郡大口町外坪五丁目104番の一部で次の図に示す区域 (面積81.97㎡)	鉛及びその化合物

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県環境局環境政策部水大気環境課及び尾張県民事務所環境保全課において閲覧に供する。）

愛知県告示第453号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和7年11月7日

愛知県知事 大村 秀章

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	大県神社線	犬山市字若宮123番5地先から同82番2地先まで	令和7年11月7日

愛知県告示第454号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和7年11月7日

愛知県知事 大村 秀章

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名称	区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名称	区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
下陣屋町－2 (204－K－013)	瀬戸市下陣屋町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	下陣屋町－2 (204－K－013)	瀬戸市下陣屋町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
名鉄白坂バス停 北(204－K－029)	瀬戸市白坂町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	名鉄白坂バス停 北(204－K－029)	瀬戸市白坂町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
白岩町－4 (204－K－076)	瀬戸市白岩町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	白岩町－4 (204－K－076)	瀬戸市白岩町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
日の出町－4 (204－K－087)	瀬戸市日の出町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	日の出町－4 (204－K－087)	瀬戸市日の出町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西拝戸町－5 (204－K－156)	瀬戸市西拝戸町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	西拝戸町－5 (204－K－156)	瀬戸市西拝戸町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
十軒沢(204－D－014)	瀬戸市十軒町(次の図のとおり)	土石流	十軒沢(204－D－014)	瀬戸市十軒町(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
旭前町3丁目 (226－K－017)	尾張旭市旭前町3丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	旭前町3丁目 (226－K－017)	尾張旭市旭前町3丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
向ヶ丘(226－K－019)	尾張旭市城山町向ヶ丘 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	向ヶ丘(226－K－019)	尾張旭市城山町向ヶ丘 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係図書を当該区域を所管する県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

愛知県告示第455号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として次のように指定する。

令和7年11月7日

愛知県知事 大村 秀章

土砂災害警戒区域				土砂災害特別警戒区域			
番号	名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
1	下陣屋町－2 (204－K－013－1)	瀬戸市下陣屋町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	下陣屋町－2 (204－K－013－1)	瀬戸市下陣屋町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
2	名鉄白坂バス停北 (204－K－029－1)	瀬戸市白坂町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	名鉄白坂バス停北 (204－K－029－1)	瀬戸市白坂町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
3	白岩町－4 (204－K－076－1)	瀬戸市白岩町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	白岩町－4 (204－K－076－1)	瀬戸市白岩町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
4	日の出町－4 (204－K－087－1)	瀬戸市日の出町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	－	－	－	－
5	西拝戸町－5 (204－K－156－1)	瀬戸市西拝戸町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	西拝戸町－5 (204－K－156－1)	瀬戸市西拝戸町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
6	十軒沢(204－D－014－1)	瀬戸市十軒町(次の図のとおり)	土石流	－	－	－	－
7	十軒町－12 (204－K－554)	瀬戸市十軒町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	十軒町－12 (204－K－554)	瀬戸市十軒町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
8	十軒町－13 (204－K－555)	瀬戸市十軒町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	十軒町－13 (204－K－555)	瀬戸市十軒町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
9	鹿乗町－10 (204－K－556)	瀬戸市鹿乗町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	鹿乗町－10 (204－K－556)	瀬戸市鹿乗町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
10	鹿乗町－11 (204－K－557)	瀬戸市鹿乗町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	鹿乗町－11 (204－K－557)	瀬戸市鹿乗町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
11	内田町1丁目－7 (204－K－558)	瀬戸市内田町1丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	内田町1丁目－7 (204－K－558)	瀬戸市内田町1丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
12	内田町1丁目－8 (204－K－559)	瀬戸市内田町1丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	内田町1丁目－8 (204－K－559)	瀬戸市内田町1丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
13	内田町1丁目－9 (204－K－560)	瀬戸市内田町1丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	内田町1丁目－9 (204－K－560)	瀬戸市内田町1丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
14	内田町1丁目－10 (204－K－561)	瀬戸市内田町1丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	内田町1丁目－10 (204－K－561)	瀬戸市内田町1丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
15	水北町－13 (204－K－562)	瀬戸市水北町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	水北町－13 (204－K－562)	瀬戸市水北町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
16	水北町－14 (204－K－563)	瀬戸市水北町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	水北町－14 (204－K－563)	瀬戸市水北町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
17	水北町－15 (204－K－564)	瀬戸市水北町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	水北町－15 (204－K－564)	瀬戸市水北町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
18	水北町－16 (204－K－565)	瀬戸市水北町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	水北町－16 (204－K－565)	瀬戸市水北町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
19	広之田町－5 (204－K－566)	瀬戸市広之田町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	広之田町－5 (204－K－566)	瀬戸市広之田町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
20	広之田町－6 (204－K－567)	瀬戸市広之田町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	広之田町－6 (204－K－567)	瀬戸市広之田町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
21	白岩町－10 (204－K－568)	瀬戸市白岩町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	白岩町－10 (204－K－568)	瀬戸市白岩町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
22	白岩町－11 (204－K－569)	瀬戸市白岩町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	白岩町－11 (204－K－569)	瀬戸市白岩町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
23	白岩町－12 (204－K－570)	瀬戸市白岩町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	白岩町－12 (204－K－570)	瀬戸市白岩町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
24	片草町－37 (204－K－571)	瀬戸市片草町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	片草町－37 (204－K－571)	瀬戸市片草町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

25	中水野町2丁目－2(204－K－572)	瀬戸市中水野町2丁目(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	中水野町2丁目－2(204－K－572)	瀬戸市中水野町2丁目(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
26	中水野町2丁目－3(204－K－573)	瀬戸市中水野町2丁目(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	－	－	－	－
27	穴田町－20(204－K－574)	瀬戸市穴田町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	穴田町－20(204－K－574)	瀬戸市穴田町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
28	穴田町－21(204－K－575)	瀬戸市穴田町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	－	－	－	－
29	穴田町－22(204－K－576)	瀬戸市穴田町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	穴田町－22(204－K－576)	瀬戸市穴田町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
30	穴田町－23(204－K－577)	瀬戸市穴田町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	穴田町－23(204－K－577)	瀬戸市穴田町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
31	窯町－7(204－K－578)	瀬戸市窯町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	窯町－7(204－K－578)	瀬戸市窯町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
32	窯町－8(204－K－579)	瀬戸市窯町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	窯町－8(204－K－579)	瀬戸市窯町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
33	片草町－38(204－K－580)	瀬戸市片草町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	片草町－38(204－K－580)	瀬戸市片草町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
34	東山町1丁目－3(204－K－581)	瀬戸市東山町1丁目(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	東山町1丁目－3(204－K－581)	瀬戸市東山町1丁目(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
35	東山町1丁目－4(204－K－582)	瀬戸市東山町1丁目(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	東山町1丁目－4(204－K－582)	瀬戸市東山町1丁目(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
36	さつき台5丁目(204－K－583)	瀬戸市さつき台5丁目(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	－	－	－	－
37	さつき台3丁目(204－K－584)	瀬戸市さつき台3丁目(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	さつき台3丁目(204－K－584)	瀬戸市さつき台3丁目(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
38	上松山町2丁目－6(204－K－585)	瀬戸市上松山町2丁目(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	上松山町2丁目－6(204－K－585)	瀬戸市上松山町2丁目(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
39	東松山町－2(204－K－586)	瀬戸市東松山町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	－	－	－	－
40	東松山町－3(204－K－587)	瀬戸市東松山町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	東松山町－3(204－K－587)	瀬戸市東松山町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
41	東松山町－4(204－K－588)	瀬戸市東松山町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	東松山町－4(204－K－588)	瀬戸市東松山町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
42	東松山町－5(204－K－589)	瀬戸市東松山町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	東松山町－5(204－K－589)	瀬戸市東松山町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
43	上陣屋町(204－K－590)	瀬戸市上陣屋町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	上陣屋町(204－K－590)	瀬戸市上陣屋町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
44	仲切町(204－K－591)	瀬戸市仲切町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	仲切町(204－K－591)	瀬戸市仲切町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
45	背戸側町(2) (204－K－592)	瀬戸市背戸側町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	背戸側町(2) (204－K－592)	瀬戸市背戸側町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
46	湯之根町(2) (204－K－593)	瀬戸市湯之根町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	湯之根町(2) (204－K－593)	瀬戸市湯之根町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
47	須原町(2) (204－K－594)	瀬戸市須原町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	須原町(2) (204－K－594)	瀬戸市須原町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
48	須原町(3) (204－K－595)	瀬戸市須原町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	須原町(3) (204－K－595)	瀬戸市須原町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
49	須原町(4) (204－K－596)	瀬戸市須原町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	須原町(4) (204－K－596)	瀬戸市須原町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
50	紺屋田町－7(204－K－597)	瀬戸市紺屋田町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	－	－	－	－
51	紺屋田町－8(204－K－598)	瀬戸市紺屋田町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	紺屋田町－8(204－K－598)	瀬戸市紺屋田町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
52	紺屋田町－9(204－K－599)	瀬戸市紺屋田町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	紺屋田町－9(204－K－599)	瀬戸市紺屋田町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

53	五位塚町－3 (204－K－600)	瀬戸市五位塚町 (次の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	五位塚町－3 (204－K－600)	瀬戸市五位塚町 (次の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
54	東古瀬戸町－4 (204－K－601)	瀬戸市東古瀬戸町 (次の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	東古瀬戸町－4 (204－K－601)	瀬戸市東古瀬戸町 (次の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
55	西拝戸町－8 (204－K－602)	瀬戸市西拝戸町 (次の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	西拝戸町－8 (204－K－602)	瀬戸市西拝戸町 (次の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
56	東洞町－2 (204－K－603)	瀬戸市東洞町(次 の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	東洞町－2 (204－K－603)	瀬戸市東洞町(次 の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
57	品野町3丁目 (2) (204－K－ 604)	瀬戸市品野町3丁 目(次の図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	品野町3丁目 (2) (204－K－ 604)	瀬戸市品野町3丁 目(次の図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
58	窯町－9 (204－ K－605)	瀬戸市窯町(次の 図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	窯町－9 (204－ K－605)	瀬戸市窯町(次の 図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
59	窯町－10 (204－ K－606)	瀬戸市窯町(次の 図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	窯町－10 (204－ K－606)	瀬戸市窯町(次の 図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
60	窯町－11 (204－ K－607)	瀬戸市窯町(次の 図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	窯町－11 (204－ K－607)	瀬戸市窯町(次の 図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
61	鳥原町－7 (204－K－608)	瀬戸市鳥原町(次 の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	鳥原町－7 (204－K－608)	瀬戸市鳥原町(次 の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
62	鳥原町－8 (204－K－609)	瀬戸市鳥原町(次 の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	鳥原町－8 (204－K－609)	瀬戸市鳥原町(次 の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
63	鳥原町－9 (204－K－610)	瀬戸市鳥原町(次 の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	鳥原町－9 (204－K－610)	瀬戸市鳥原町(次 の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
64	鳥原町－10 (204－K－611)	瀬戸市鳥原町(次 の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	鳥原町－10 (204－K－611)	瀬戸市鳥原町(次 の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
65	針原町－2 (204－K－612)	瀬戸市針原町(次 の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	針原町－2 (204－K－612)	瀬戸市針原町(次 の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
66	五位塚町－2 (204－K－613)	瀬戸市五位塚町 (次の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	五位塚町－2 (204－K－613)	瀬戸市五位塚町 (次の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
67	城屋敷町(204－ K－614)	瀬戸市城屋敷町 (次の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	城屋敷町(204－ K－614)	瀬戸市城屋敷町 (次の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
68	東寺山町(204－ K－615)	瀬戸市東寺山町 (次の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	東寺山町(204－ K－615)	瀬戸市東寺山町 (次の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
69	仲郷町－2 (204－K－616)	瀬戸市仲郷町(次 の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	仲郷町－2 (204－K－616)	瀬戸市仲郷町(次 の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
70	仲郷町－3 (204－K－617)	瀬戸市仲郷町(次 の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	仲郷町－3 (204－K－617)	瀬戸市仲郷町(次 の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
71	仲郷町－4 (204－K－618)	瀬戸市仲郷町(次 の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	仲郷町－4 (204－K－618)	瀬戸市仲郷町(次 の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
72	仲郷町－5 (204－K－619)	瀬戸市仲郷町(次 の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	仲郷町－5 (204－K－619)	瀬戸市仲郷町(次 の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
73	春雨町－2 (204－K－620)	瀬戸市春雨町(次 の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	春雨町－2 (204－K－620)	瀬戸市春雨町(次 の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
74	萩殿町1丁目 (204－K－621)	瀬戸市萩殿町1丁 目(次の図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	—	—	—	—
75	西茨町－2 (204－K－622)	瀬戸市西茨町(次 の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	西茨町－2 (204－K－622)	瀬戸市西茨町(次 の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
76	萩殿町3丁目 (2) (204－K－ 623)	瀬戸市萩殿町3丁 目(次の図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	萩殿町3丁目 (2) (204－K－ 623)	瀬戸市萩殿町3丁 目(次の図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
77	萩殿町3丁目 (3) (204－K－ 624)	瀬戸市萩殿町3丁 目(次の図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	萩殿町3丁目 (3) (204－K－ 624)	瀬戸市萩殿町3丁 目(次の図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
78	原山町－2 (204－K－625)	瀬戸市原山町(次 の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	原山町－2 (204－K－625)	瀬戸市原山町(次 の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
79	原山町－3 (204－K－626)	瀬戸市原山町(次 の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	—	—	—	—
80	原山町－4 (204－K－627)	瀬戸市原山町(次 の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	原山町－4 (204－K－627)	瀬戸市原山町(次 の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
81	東権現町(2) (204－K－628)	瀬戸市東権現町 (次の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	—	—	—	—
82	東権現町(3)	瀬戸市東権現町	急傾斜地の	東権現町(3)	瀬戸市東権現町	急傾斜地の	次の図のと

	(204-K-629)	(次の図のとおり)	崩壊	(204-K-629)	(次の図のとおり)	崩壊	おり
83	萩山台8丁目 (204-K-630)	瀬戸市萩山台8丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	萩山台8丁目 (204-K-630)	瀬戸市萩山台8丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
84	萩山台8丁目 (2) (204-K-631)	瀬戸市萩山台8丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	萩山台8丁目 (2) (204-K-631)	瀬戸市萩山台8丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
85	宝ヶ丘町-8 (204-K-632)	瀬戸市宝ヶ丘町 (次の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	宝ヶ丘町-8 (204-K-632)	瀬戸市宝ヶ丘町 (次の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
86	萩山台7丁目 (2) (204-K-633)	瀬戸市萩山台7丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	—	—	—	—
87	中山町-4 (204-K-634)	瀬戸市中山町(次の 図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	中山町-4 (204-K-634)	瀬戸市中山町(次の 図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
88	中山町-5 (204-K-635)	瀬戸市中山町(次の 図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	中山町-5 (204-K-635)	瀬戸市中山町(次の 図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
89	川合町-4 (204-K-636)	瀬戸市川合町(次の 図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	川合町-4 (204-K-636)	瀬戸市川合町(次の 図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
90	塩草町-7 (204-K-637)	瀬戸市塩草町(次の 図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	塩草町-7 (204-K-637)	瀬戸市塩草町(次の 図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
91	塩草町-8 (204-K-638)	瀬戸市塩草町(次の 図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	塩草町-8 (204-K-638)	瀬戸市塩草町(次の 図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
92	塩草町-9 (204-K-639)	瀬戸市塩草町(次の 図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	塩草町-9 (204-K-639)	瀬戸市塩草町(次の 図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
93	塩草町-10 (204-K-640)	瀬戸市塩草町(次の 図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	塩草町-10 (204-K-640)	瀬戸市塩草町(次の 図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
94	門前町-2 (204-K-641)	瀬戸市門前町(次の 図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	門前町-2 (204-K-641)	瀬戸市門前町(次の 図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
95	針原町-3 (204-K-642)	瀬戸市針原町(次の 図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	針原町-3 (204-K-642)	瀬戸市針原町(次の 図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
96	東拝戸町-5 (204-K-643)	瀬戸市東拝戸町(次の 図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	東拝戸町-5 (204-K-643)	瀬戸市東拝戸町(次の 図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
97	窯元町-2 (204-K-644)	瀬戸市窯元町(次の 図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	窯元町-2 (204-K-644)	瀬戸市窯元町(次の 図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
98	赤津町-2 (204-K-645)	瀬戸市赤津町(次の 図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	赤津町-2 (204-K-645)	瀬戸市赤津町(次の 図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
99	赤津町-3 (204-K-646)	瀬戸市赤津町(次の 図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	赤津町-3 (204-K-646)	瀬戸市赤津町(次の 図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
100	東拝戸町-6 (204-K-647)	瀬戸市東拝戸町(次の 図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	東拝戸町-6 (204-K-647)	瀬戸市東拝戸町(次の 図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
101	西窯町(204-K-648)	瀬戸市西窯町(次の 図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	西窯町(204-K-648)	瀬戸市西窯町(次の 図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
102	西拝戸町-9 (204-K-649)	瀬戸市西拝戸町(次の 図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	西拝戸町-9 (204-K-649)	瀬戸市西拝戸町(次の 図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
103	西拝戸町-10 (204-K-650)	瀬戸市西拝戸町(次の 図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	西拝戸町-10 (204-K-650)	瀬戸市西拝戸町(次の 図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
104	南白坂町-2 (204-K-651)	瀬戸市南白坂町(次の 図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	南白坂町-2 (204-K-651)	瀬戸市南白坂町(次の 図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
105	坂上町-2 (204-K-652)	瀬戸市南坂上町(次の 図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	—	—	—	—
106	駒前町-3 (204-K-653)	瀬戸市駒前町(次の 図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	駒前町-3 (204-K-653)	瀬戸市駒前町(次の 図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
107	駒前町-4 (204-K-654)	瀬戸市駒前町(次の 図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	駒前町-4 (204-K-654)	瀬戸市駒前町(次の 図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
108	坊金町-2 (204-K-655)	瀬戸市坊金町(次の 図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	坊金町-2 (204-K-655)	瀬戸市坊金町(次の 図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
109	坊金町-3 (204-K-656)	瀬戸市坊金町(次の 図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	坊金町-3 (204-K-656)	瀬戸市坊金町(次の 図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
110	坊金町-4 (204-K-657)	瀬戸市坊金町(次の 図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	坊金町-4 (204-K-657)	瀬戸市坊金町(次の 図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
111	山の田町-2	瀬戸市山の田町	急傾斜地の	—	—	—	—

	(204-K-658)	(次の図のとおり)	崩壊				
112	南山口町－8 (204-K-659)	瀬戸市南山口町 (次の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	南山口町－8 (204-K-659)	瀬戸市南山口町 (次の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
113	上之山町1丁目－2 (204-K-660)	瀬戸市上之山町1 丁目(次の図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	上之山町1丁目－2 (204-K-660)	瀬戸市上之山町1 丁目(次の図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
114	八幡町－2 (204-K-661)	瀬戸市八幡町(次 の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	八幡町－2 (204-K-661)	瀬戸市八幡町(次 の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
115	八幡町－3 (204-K-662)	瀬戸市八幡町(次 の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	－	－	－	－
116	せいで町(2) (204-K-663)	瀬戸市せいで町 (次の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	せいで町(2) (204-K-663)	瀬戸市せいで町 (次の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
117	山路町－5 (204-K-664)	瀬戸市山路町(次 の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	山路町－5 (204-K-664)	瀬戸市山路町(次 の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
118	東山路町(204-K-665)	瀬戸市東山路町 (次の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	東山路町(204-K-665)	瀬戸市東山路町 (次の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
119	吉野町－7 (204-K-666)	瀬戸市吉野町(次 の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	吉野町－7 (204-K-666)	瀬戸市吉野町(次 の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
120	吉野町－8 (204-K-667)	瀬戸市吉野町(次 の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	吉野町－8 (204-K-667)	瀬戸市吉野町(次 の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
121	上之山町3丁目 (2)(204-K-668)	瀬戸市上之山町3 丁目(次の図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	上之山町3丁目 (2)(204-K-668)	瀬戸市上之山町3 丁目(次の図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
122	上之山町2丁目－3 (204-K-669)	瀬戸市上之山町2 丁目(次の図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	上之山町2丁目－3 (204-K-669)	瀬戸市上之山町2 丁目(次の図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
123	上之山町2丁目－4 (204-K-670)	瀬戸市上之山町2 丁目(次の図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	上之山町2丁目－4 (204-K-670)	瀬戸市上之山町2 丁目(次の図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
124	片草町－39 (204-K-671)	瀬戸市片草町(次 の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	片草町－39 (204-K-671)	瀬戸市片草町(次 の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
125	上松山町1丁目－2 (204-K-672)	瀬戸市上松山町1 丁目(次の図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	上松山町1丁目－2 (204-K-672)	瀬戸市上松山町1 丁目(次の図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
126	原山町－5 (204-K-673)	瀬戸市原山町(次 の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	－	－	－	－
127	北白坂町－4 (204-K-674)	瀬戸市北白坂町 (次の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	北白坂町－4 (204-K-674)	瀬戸市北白坂町 (次の図のとおり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
128	掛下町1丁目 (204-K-675)	瀬戸市掛下町1丁 目(次の図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	掛下町1丁目 (204-K-675)	瀬戸市掛下町1丁 目(次の図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
129	旭前町3丁目 (226-K-017-1)	尾張旭市旭前町3 丁目(次の図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	－	－	－	－
130	向ヶ丘(226-K-019-1)	尾張旭市城山町向 ヶ丘(次の図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	向ヶ丘(226-K-019-1)	尾張旭市城山町向 ヶ丘(次の図のと おり)	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係図書を当該区域を所管する県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べるができる。

令和7年11月7日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名古屋鉄道株式会社
名古屋市中村区名駅一丁目2番4号
代表取締役 高崎 裕樹

- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
新一宮駅ビル

一宮市新生一丁目1番1号

- 3 大規模小売店舗の変更の日
令和7年8月18日

- 4 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届出事項		変更前	変更後
大規模小売店舗の名称及び所在地		名鉄新一宮ビル 一宮市新生一丁目1番1号	新一宮駅ビル 一宮市新生一丁目1番1号
小売業を行う者	氏名又は名称	株式会社名鉄百貨店	株式会社ロピア
	代表者の氏名	代表取締役 石川 仁志	代表取締役 高木 勇輔
	住所	名古屋市中村区名駅一丁目2番1号	川崎市幸区南幸町二丁目9番地
	その他小売業を行う者	なし	未定

- 5 大規模小売店舗の変更の理由

店舗名称の変更及び小売業者の変更のため。

- 6 届出の日

令和7年10月3日

- 7 届出等の縦覧場所

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）

- 8 届出等の縦覧の期間及び時間

令和7年11月7日（金）から令和8年3月9日（月）まで（日曜日、土曜日、令和7年12月29日から31日まで及び令和8年1月2日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

- 9 意見書の提出期限及び提出先

令和8年3月9日（月）

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べるができる。

令和7年11月7日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 (1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社大洋

刈谷市松栄町三丁目3番地3

代表取締役 岡村 容子

- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアゴ東刈谷店

刈谷市松栄町二丁目14番地17

- (3) 大規模小売店舗の変更の日

令和8年6月2日

- (4) 大規模小売店舗の変更しようとする事項及び概要

届出事項		変更前	変更後
施設の配置に関する事項	駐車場	位置	縦覧による
		収容台数	391台
施設の運営方法に	駐車場の自動車の出入口	数	12箇所
			9箇所

関する事項	位置	縦覧による	縦覧による
-------	----	-------	-------

- (5) 大規模小売店舗の変更の理由
土地返却に伴う駐車台数、出入口の数及び位置の変更が生じるため。
- (6) 届出の日
令和7年10月1日
- (7) 届出等の縦覧場所
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- (8) 届出等の縦覧の期間及び時間
令和7年11月7日（金）から令和8年3月9日（月）まで（日曜日、土曜日、令和7年12月29日から31日まで及び令和8年1月2日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
- (9) 意見書の提出期限及び提出先
令和8年3月9日（月）
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課
- 2(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名古屋鉄道株式会社
名古屋市中村区名駅一丁目2番4号
代表取締役 高崎 裕樹
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
新一宮駅ビル
一宮市新生一丁目1番1号
- (3) 大規模小売店舗の変更の日
縦覧による。
- (4) 大規模小売店舗の変更しようとする事項及び概要

届出事項			変更前	変更後
店舗面積の合計			14,905㎡	12,656㎡
施設の配置に関する事項	駐車場	位置	縦覧による	縦覧による
		収容台数	512台	565台
施設の運営方法に関する事項	駐車場の自動車の出入口	数	10箇所	5箇所
		位置	縦覧による	縦覧による
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		午前7時から午後7時まで	午前6時から午後10時まで

- (5) 大規模小売店舗の変更の理由
店舗計画の見直しにより、店舗面積、施設の配置及び運営方法を変更するため。
- (6) 届出の日
令和7年10月3日
- (7) 届出等の縦覧場所
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- (8) 届出等の縦覧の期間及び時間
令和7年11月7日（金）から令和8年3月9日（月）まで（日曜日、土曜日、令和7年12月29日から31日まで及び令和8年1月2日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
- (9) 意見書の提出期限及び提出先
令和8年3月9日（月）
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和7年11月7日

愛知県知事 大村 秀章

作業地域	作業期間	作業種類
名古屋市中川区昭和橋通1丁目7番地先	令和7年10月28日から 令和7年11月30日まで	公共測量（基準点測量）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、愛知県知多建設事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和7年11月7日

愛知県知事 大村 秀章

作 業 地 域	作 業 期 間	作 業 種 類
半田市、大府市及び高浜市	令和7年11月1日から 令和8年2月27日まで	公共測量（航空レーザ測量、数値撮影（デジタル）、同時調整及び数値図化）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、豊田市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和7年11月7日

愛知県知事 大村 秀章

作 業 地 域	作 業 期 間	作 業 種 類
豊田市竹生町及び昭和町	令和7年10月17日から 令和8年1月23日まで	公共測量（基準点測量）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更するため当該都市計画の案を次のように一般の縦覧に供する。

なお、関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに当該都市計画の案について愛知県に対し、意見書を提出することができる。

令和7年11月7日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 (1) 都市計画の種類及び名称
知多都市計画区域区分
- (2) 都市計画を定める土地の区域
大府市、東浦町及び南知多町の区域の一部
- (3) 縦覧場所
愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課、大府市役所、東浦町役場及び南知多町役場
- (4) 縦覧期間
令和7年11月7日から令和7年11月21日まで
- 2 (1) 都市計画の種類及び名称
豊田都市計画区域区分
- (2) 都市計画を定める土地の区域
みよし市の区域の一部
- (3) 縦覧場所
愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課及びみよし市役所
- (4) 縦覧期間
令和7年11月7日から令和7年11月21日まで
- 3 (1) 都市計画の種類及び名称
東三河都市計画区域区分
- (2) 都市計画を定める土地の区域
豊橋市の区域の一部
- (3) 縦覧場所
愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課及び豊橋市役所
- (4) 縦覧期間
令和7年11月7日から令和7年11月21日まで
- 4 (1) 都市計画の種類及び名称
東三河都市計画臨港地区三河港臨港地区
- (2) 都市計画を定める土地の区域
豊橋市の区域の一部
- (3) 縦覧場所
愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課及び豊橋市役所
- (4) 縦覧期間
令和7年11月7日から令和7年11月21日まで
- 5 (1) 都市計画の種類及び名称
名古屋都市計画道路3・3・257号瀬戸大府東海線

名古屋都市計画道路 3・3・261号名古屋第3環状線
 名古屋都市計画道路 3・4・284号あま愛西線
 名古屋都市計画道路 3・4・295号豊田東郷線
 名古屋都市計画道路 3・4・302号名古屋春木線
 名古屋都市計画道路 3・4・336号津島南濃線

(2) 都市計画を定める土地の区域

名 称	起 点	終 点	主 な 経 過 地
3・3・257号瀬戸大府東海線	瀬戸市陶本町1丁目	豊明市栄町元屋敷	瀬戸市赤重町 日進市本郷町前田
3・3・261号名古屋第3環状線	愛西市町方町足立川	弥富市鍋田町地先	津島市江西町2丁目
3・4・284号あま愛西線	愛西市塩田町大森	あま市下萱津十三石	愛西市町方町十二城 あま市七宝町沖之島九之坪
3・4・295号豊田東郷線	愛知郡東郷町大字春木字北野渚	愛知郡東郷町大字諸輪字永井田	愛知郡東郷町大字諸輪字稲場
3・4・302号名古屋春木線	愛知郡東郷町大字春木字涼松	愛知郡東郷町大字春木字野渚	愛知郡東郷町大字春木字梶池
3・4・336号津島南濃線	愛西市町方町新西馬	津島市東柳原町5丁目	津島市昭和町2丁目

(3) 縦覧場所

愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課、瀬戸市役所、津島市役所、愛西市役所及び東郷町役場

(4) 縦覧期間

令和7年11月7日から令和7年11月21日まで

6(1) 都市計画の種類及び名称

知多都市計画道路 3・4・51号武豊港線

(2) 都市計画を定める土地の区域

名 称	起 点	終 点	主 な 経 過 地
3・4・51号武豊港線	知多郡武豊町字北中根五丁目	知多郡武豊町沢田新田	知多郡武豊町字中根五丁目

(3) 縦覧場所

愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課及び武豊町役場

(4) 縦覧期間

令和7年11月7日から令和7年11月21日まで

7(1) 都市計画の種類及び名称

東三河都市計画道路 3・3・28号姫街道線

東三河都市計画道路 3・4・30号前田豊川線

(2) 都市計画を定める土地の区域

名 称	起 点	終 点	主 な 経 過 地
3・3・28号姫街道線	豊川市御油町行力	豊川市当古町西新屋	豊川市諏訪1丁目
3・4・30号前田豊川線	豊川市豊川栄町	豊川市行明町高畑	豊川市駅前通4丁目

(3) 縦覧場所

愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課及び豊川市役所

(4) 縦覧期間

令和7年11月7日から令和7年11月21日まで

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、日進赤池箕ノ手土地区画整理組合から退任した理事の氏名及び住所の届出があった。

令和7年11月7日

愛知県知事 大村 秀章

地福 幸二 日進市赤池町箕ノ手2-216

福岡 勝己 同 赤池一丁目2312

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により指定をした次の道路の位置を令和7年10月14日廃止した。

令和7年11月7日

愛知県知事 大村 秀章

指定番号	指定の年月日	指定道路の位置	指定道路の延長及び幅員
41指令建 3-40	昭和 41. 5.13	知多市八幡字東水代63番1の一部	m 延長 20.00 幅員 4.00

次の都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する工事は完了した。

令和7年11月7日

愛知県知事 大村 秀章

許可番号	許可年月日	開発許可を受けた者の氏名	開発許可を受けた者の住所	開発区域に含まれる地域の名称
6尾建 96-141	令和 7. 1. 9	堀江 一輝	西春日井郡豊山町大字青山字神明 326-1	西春日井郡豊山町大字青山字金 剛131-3及び132-5
7尾建 96-13	7. 4.22	大和ハウス工業株式会社 愛知北支店支配人 越野 兼司	小牧市中央二丁目172	北名古屋市西之保南出2及び 2-1
6尾建 96-178	7. 2.21	三谷 彩加	丹羽郡扶桑町大字柏森字乙西屋敷 47-1	愛西市落合町下通180-7及び 180-8
7尾建 96-78	7. 8.22	大道 重樹	西尾市尾花町内野111-2	あま市七宝町遠島八幡島773-3 及び775-2
6尾建 96-167	7. 2.14	株式会社マミヤ 代表取締役 間宮 陸海	名古屋市天白区原四丁目1107	日進市藤塚六丁目332-9ほか4 筆

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約に該当する場合があります。

令和7年11月7日

愛知県病院事業管理者

病院事業庁長 丹羽 康正

1 調達内容

- (1) 調達案件の名称、数量及び契約方法
特A重油 184,000リットル（予定）、単価契約
- (2) 調達案件の特質等
硫黄分（質量パーセント）0.1以下とします（詳細は、入札説明書によります。）。
- (3) 納入期間
令和8年1月1日（木）から令和8年3月31日（火）まで
- (4) 納入場所
愛知県がんセンター（名古屋市千種区鹿子殿1-1）
- (5) 今後の納入予定数量及び入札公告予定時期
愛知県がんセンター 特A重油 76,000リットル（予定）
令和8年2月頃
- (6) 入札方法

ア この入札は、あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムである電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行した電子証明書又は商業登記法（昭和38年法律第125号）に基づき登記官が作成した電子証明書のうち、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応した証明書を格納しているカード（以下「ICカード」という。）が必要です。

電子入札システムにより難しい場合は、紙による入札書の提出により入札に参加することができます。

イ 詳細な入札方法は、愛知県病院事業庁物品等電子調達実施要領によるものとします。

アドレス <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/byoin-keiei/0000043830.html>

ウ 入札金額は、1リットル当たりの単価を小数点第2位まで記載してください。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 競争参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) この公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）1(1)アに規定する調達契約からの排除措置を受けていない者であること。
- (3) この公告の日から開札の日までの期間において、病院事業庁指名停止等取扱要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿（令和6年4月～令和8年3月）「01. 物品の製造・販売」のうち「23. 燃料」に登録されている者であること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき、病院事業庁長が定める資格（事業所の所在地に関する必要な資格を除く。）を有する者であること。

3 入札説明書の交付方法等

(1) 入札説明書の交付方法

令和7年11月7日（金）から令和7年12月5日（金）までの電子入札システムの稼働時間内に、電子入札システムにアクセスし、ダウンロードして入手してください。

アドレス <https://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>

なお、電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日以外の日の午前8時から午後8時までです。

(2) 入札期間

令和7年12月17日（水）午前9時から令和7年12月18日（木）午後5時まで（電子入札システムの稼働時間は、(1)のとおり。）

(3) 開札の日時及び場所

令和7年12月19日（金） 午前10時

愛知県がんセンター運用部管理課予算・調達グループ

(4) 契約条項を示す場所及び問合せ先

愛知県がんセンター運用部管理課予算・調達グループ

名古屋市千種区鹿子殿1-1（郵便番号464-8681）

電話（052）762-6111 内線2234

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、契約希望単価に数量を乗じて得た見積金額の100分の5以上の金額の入札保証金（愛知県病院事業庁財務規程（平成16年愛知県病院事業庁管理規程第25号。以下「財務規程」という。）第145条に定める入札保証金に代わる担保を含む。）を開札期日までに納めなければなりません。ただし、財務規程第144条の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。

(3) 入札の無効

財務規程第142条（入札の無効）の規定に該当する入札及びICカードを不正に使用して行った入札は、無効とします。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 競争入札参加者に要求される事項

入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書及び関係書類を令和7年11月7日（金）午前9時から令和7年12月5日（金）午後5時までの間に、電子入札システムにより提出しなければなりません（電子入札システムの稼働時間は、3(1)のとおり。）。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

提出された競争入札参加資格確認申請書及び関係書類を審査した結果、当該調達案件を請け負うことができると認められた者に限り、落札の対象とします。

(6) 落札者の決定方法

財務規程第147条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(7) その他

ア 契約書の作成は、電子契約サービスを使用して契約内容を記録した電磁的記録（電子契約書）を作成する方法によることができます。

イ 詳細は、入札説明書によります。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: 184,000 liters of fuel oil for Aichi Cancer Center
- (2) Bidding period: 9:00 a.m., December 17, 2025 - 5:00 p.m., December 18, 2025

- (3) Contact point for the notice: Budget and Procurement Group, General Affairs Division, Administration Office, Aichi Cancer Center
1-1 Kanokoden, Chikusa-ku, Nagoya, Aichi 464-8681 Japan
Tel. 052-762-6111 Ext. 2234

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約に該当する場合があります。

令和7年11月7日

愛知県知事 大村 秀章

1 調達内容

- (1) 賃借案件の名称及び数量
教育情報通信ネットワーク校内ネットワーク機器 一式
- (2) 賃借案件の仕様等
入札説明書で示す仕様等とします。
- (3) 賃借期間
令和8年3月27日（金）から令和13年3月26日（水）まで
（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約）
- (4) 納入場所
入札説明書で示す場所とします。
- (5) 入札方法

ア この入札は、あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムである電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行した電子証明書又は商業登記法（昭和38年法律第125号）に基づき登記官が作成した電子証明書のうち、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応した証明書を格納しているカード（以下「ICカード」という。）が必要です。

電子入札システムにより難い場合は、紙による入札書の提出により入札に参加することができます。

イ 詳細な入札方法は、愛知県物品等電子調達実施要領によるものとします。

アドレス <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/chotatsu/0000017537.html>

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 競争参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）1(1)アに規定する調達契約からの排除措置を受けていない者であること。
- (3) 物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿（令和6年4月～令和8年3月）「03. 役務の提供等」のうち「08. コンピュータサービス」又は「11. リース・レンタル」に登録されている者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき、知事が定める資格（事業所の所在地に関する必要な資格を除く。）を有する者であること。
- (5) 競争入札参加資格確認申請書の提出日から開札の日までの期間において、愛知県会計局が定める指名停止取扱要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

3 入札説明書の交付方法等

- (1) 入札説明書の交付方法
令和7年11月7日（金）から令和7年11月28日（金）までの電子入札システムの稼働時間内に、電子入札システムにアクセスし、ダウンロードして入手してください。
アドレス <https://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>
なお、電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日以外の日の午前8時から午後8時までです。
- (2) 入札期間
令和7年12月17日（水）午前9時から令和7年12月18日（木）正午まで（電子入札システムの稼働時間は、(1)のとおり。）
- (3) 開札の日時及び場所
令和7年12月18日（木） 午後1時

愛知県教育委員会事務局教育部 ICT 教育推進課

(4) 契約条項を示す場所及び問合せ先

愛知県教育委員会事務局教育部 ICT 教育推進課振興・ネットワークグループ
名古屋市中区三の丸三丁目 1-2 (郵便番号 460-8534)
電話 (052) 954-7462

4 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積金額の 100 分の 5 以上の金額の入札保証金（愛知県財務規則（昭和 39 年愛知県規則第 10 号。以下「財務規則」という。）第 152 条の 4 に定める入札保証金に代わる担保を含む。）を開札期日までに納めなければなりません。ただし、財務規則第 152 条の 3 の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。

(3) 入札の無効

財務規則第 152 条（入札の無効）の規定に該当する入札及び IC カードを不正に使用して行った入札は、無効とします。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 競争入札参加者に要求される事項

入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書及び 2 (4) の資格を有することを証明する書類を令和 7 年 11 月 25 日（火）午前 9 時から令和 7 年 11 月 28 日（金）午後 5 時までの間に電子入札システムにより提出しなければなりません（電子入札システムの稼働時間は、3 (1) のとおり。）。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

提出された競争入札参加資格確認申請書及び証明書類を審査した結果、当該調達案件を請け負うことができるものと認められた者に限り、落札の対象とします。

(6) 落札者の決定方法

財務規則第 153 条第 1 項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(7) その他

ア 契約書の作成は、電子契約サービスを使用して契約内容を記録した電磁的記録（電子契約書）を作成する方法によることができます。

イ 詳細は、入札説明書によります。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased: School Network Equipment for Educational Information and Communication Network, 1 set

(2) Bidding period: 9:00 a.m., December 17, 2025 - 12:00 p.m., December 18, 2025

(3) Contact point for the notice: ICT Education Division, Aichi Prefectural Board of Education

3-1-2 Sannomaru, Naka-ku, Nagoya, Aichi 460-8534 Japan

Tel. 052-954-7462

